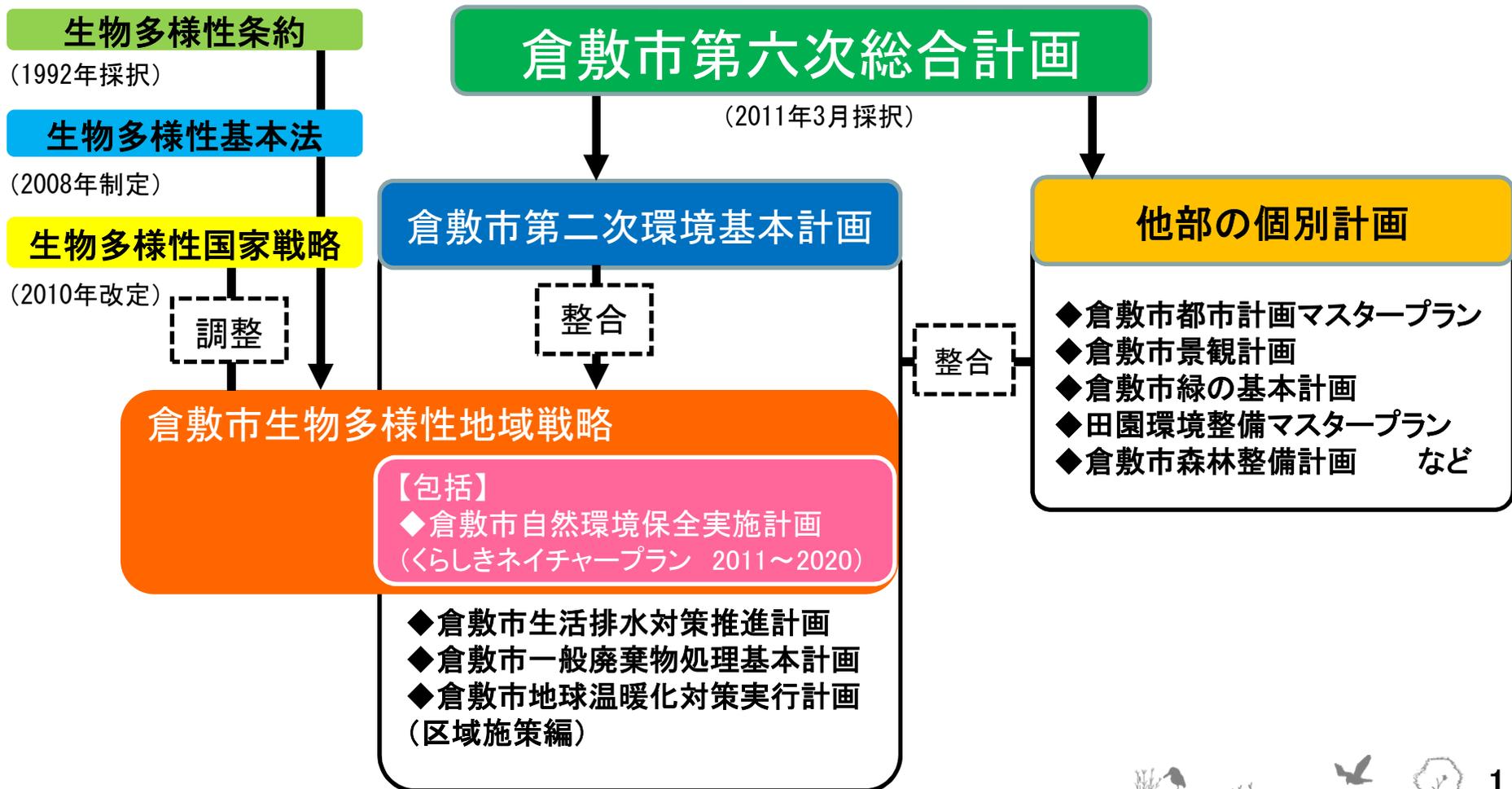


倉敷市生物多様性地域戦略 短期的目標(2030年度)の見直しについて

倉敷市生物多様性地域戦略の位置づけ

倉敷市第二次環境基本計画のうち、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する項目を担う



倉敷市生物多様性地域戦略策定の経緯

生物多様性基本法 (平成20年(2008年)6月施行)

<第13条第1項>

都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない

生物多様性国家戦略2010 (平成22年(2010年)3月閣議決定)

■基本戦略・・・「生物多様性を社会に浸透させる」

・都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略をつくることが不可欠

倉敷市第二次環境基本計画 (平成23年(2011年)3月策定)

■基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

【主要な施策】(前略)～生物多様性基本法に基づく生物多様性戦略を策定し、市内の生物多様性の保全に努めます。

倉敷市生物多様性地域戦略の目標期間

■ 平成26(2014)年3月 倉敷市生物多様性地域戦略策定

■ 戦略の短期的目標年次: 令和2(2020)年度

- ・上位計画である「倉敷市第二次環境基本計画」との整合性を考慮
- ・生物多様性の普及啓発の推進と、生物多様性の持続的利用に向けた基盤づくりを行う期間

■ 戦略の短期的目標年次: 令和12(2030)年度 **【2020年度中に見直し】**

- ・上位計画である「倉敷市第三次環境基本計画」との整合性を考慮
- ・生物多様性の普及啓発の推進を継続し、生物多様性の持続的利用に向けた基盤の強化を進める

戦略の長期的目標年次: 令和32(2050)年度

- ・岡山県の生物多様性地域戦略「自然との共生おかやま戦略」との整合性を考慮
- ・自然再生や社会基盤の再構築の取り組みもすすめる期間

倉敷市生物多様性地域戦略に係る行動計画

恵み豊かな瀬戸内の自然を
未来に向けてみんなの手で引き継いでいるまち倉敷

基本目標

1.倉敷の生態系の状況と生き物と暮らしとのつながりを把握する。

2.身近な自然とそのつながり及び希少野生生物の生息・生育環境を保全，回復，再生する。

3.生物多様性の恩恵を持続的に受けられるように自然資源を利用する。

4.倉敷の生物多様性の保全と持続的な利用に向けて、行動できる人づくり、地域づくりを行う。

取り組み

①生物多様性調査の実施

②生物多様性に係る情報の整備・充実

①総合的・計画的な保全体系の拡充

②地域の自然と生態系ネットワークの保全

③地域ごとの自然環境の保全

④重要地区の保全

⑤希少野生生物の生息・生育環境の保全

⑥外来生物対策

①環境配慮型農業と地産地消の推進

②生物多様性に配慮した地域開発と産業事業活動の促進

①市民への環境学習機会の提供

②支援者、指導者の育成

③子どもたちへの環境教育の充実

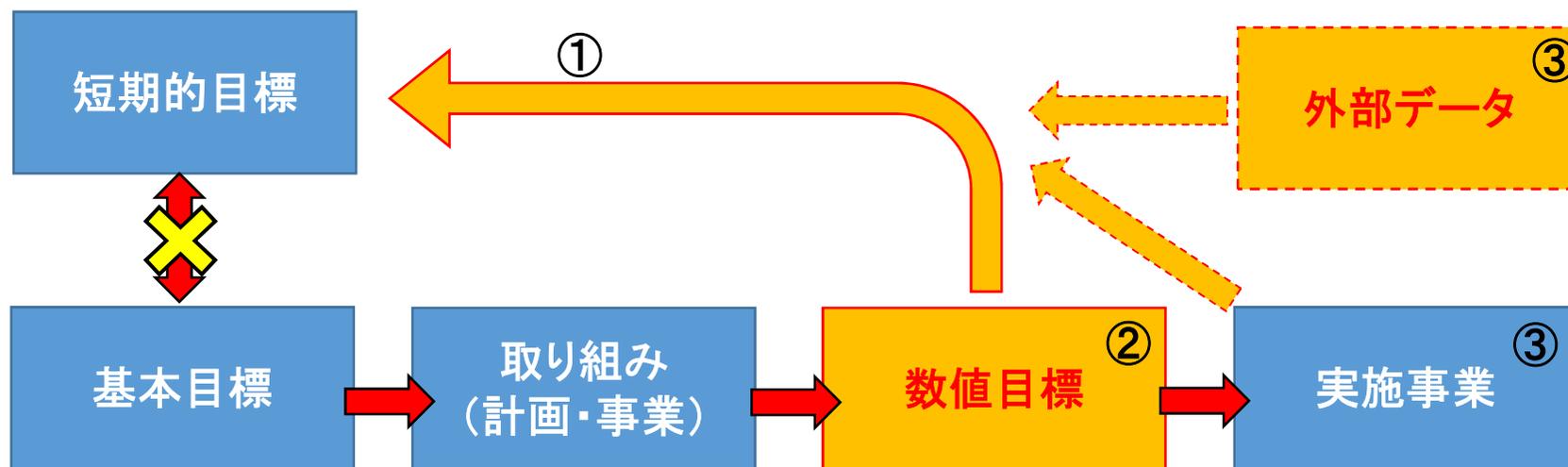
④社会貢献活動や自然共生圏を意識した地域交流経済活動の支援

⑤エコツーリズム等の推進

⑥自然とのふれあいの促進

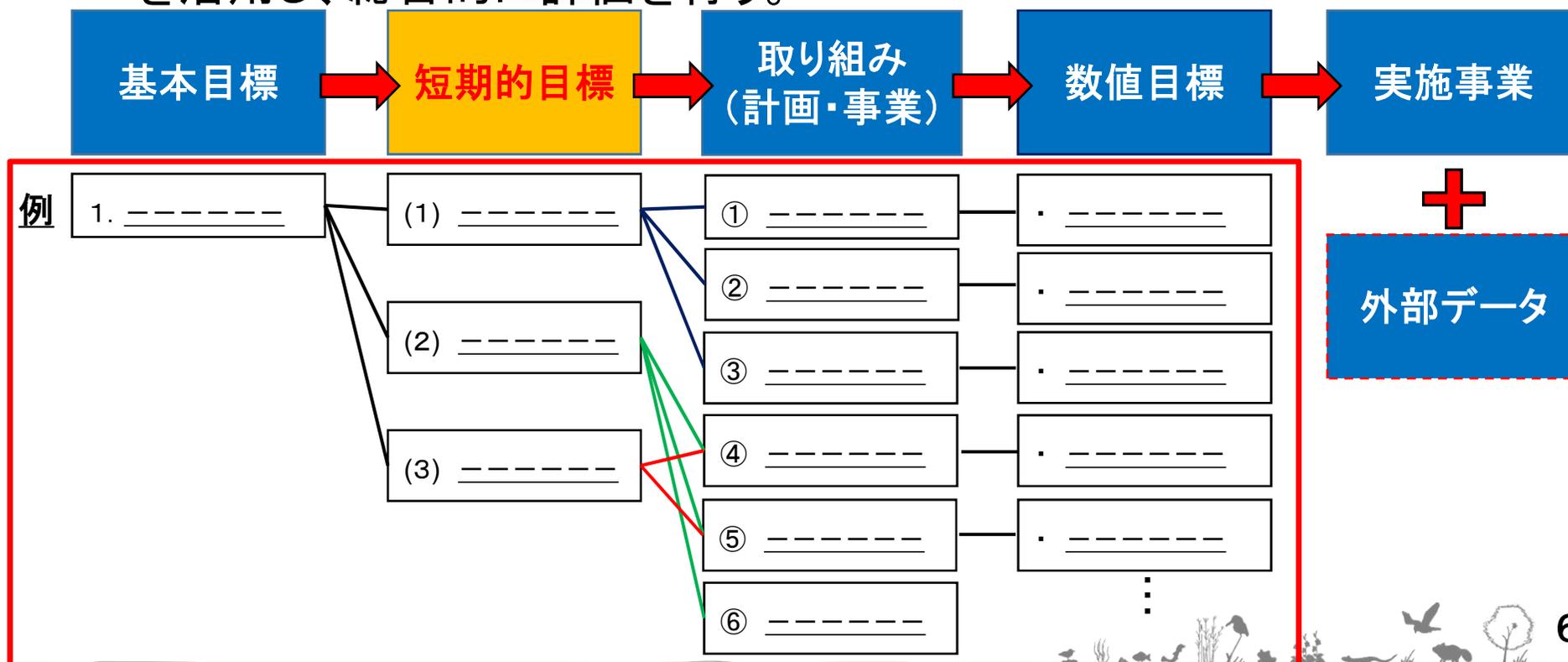
短期的目標（2020年度）の評価方法

- ・短期的目標（2020年度）の評価方法は次のとおり。
これまで、短期的目標と基本目標の連携ができていなかったため、
 - ①短期的目標に数値目標を関連づけた。
 - ②関連づけした数値目標の達成度を評価し、短期的目標の評価を実施した。
 - ③数値目標だけでは短期的目標の評価が不十分な場合、外部の統計資料などを活用した。



短期的目標（2030年度）の評価方法

- ・短期的目標（2030年度）の評価方法は次のとおり。
 - ①基本目標に短期的目標を関連づける。
 - ②短期的目標に取り組みと数値目標を関連づける。
 - ③評価は、基本目標ごとに関連する短期的目標について数値目標で実施する。必要な場合には、実施事業や外部データ（統計資料）などを活用し、総合的に評価を行う。



今後のスケジュール

次期短期的目標見直しのスケジュール

令和 2年度	11月	12月	1月	2月	3月
実施内容	第2回 審議会 見直し (素案) 提示		第3回 審議会 見直し (修正案) 提示	第4回 審議会 見直し (最終案) 提示	

